

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（免税軽油使用者証の有効期間及び手数料並びに免税証の有効期間）</p> <p>第99条の13 法第144条の21第2項の規定により交付する免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の有効期間は、交付の日から<u>2年</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 第29条の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは、「<u>総所得金額</u>、附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>（短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 第29条の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるの</p>	<p>（免税軽油使用者証の有効期間及び手数料並びに免税証の有効期間）</p> <p>第99条の13 法第144条の21第2項の規定により交付する免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の有効期間は、交付の日から<u>3年</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 第29条の規定の適用については、同条中「<u>又は山林所得金額</u>」とあるのは、「<u>若しくは山林所得金額又は附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額</u>」とする。</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>（短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 第29条の規定の適用については、同条中「<u>又は山林所得金額</u>」と</p>

<p>は、「<u>総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)</p> <p>第18条の5 <u>平成19年度及び平成20年度</u>において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る第36条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「<u>4,000円</u>」とする。</p> <p><u>第22条 削除</u></p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第24条の4 [略]</p> <p>2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。</p>	<p>あるのは、「<u>若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)</p> <p>第18条の5 <u>平成21年度</u>において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る第36条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「<u>3,300円</u>」とする。</p> <p><u>(認定長期優良住宅である住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）</u></p> <p><u>第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成22年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。</u></p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第24条の4 [略]</p> <p>2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。<u>この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成24年3月31日まで」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>2 (配当割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第41条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をす</p>	<p>(配当割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第41条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をす</p>

る者（当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第41条の13 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、総務省令第3条の10で定める納入申告書に同条で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

附 則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 [略]

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（1） [略]

（2） 当該納税義務者の第30条から第31条の2まで及び附則第10条の4並びに法第37条及び法第37条の3並びに法附則第5条の4第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

る者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第41条の13 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書に同項の総務省令で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

附 則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 [略]

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（1） [略]

（2） 当該納税義務者の第30条から第31条の2まで及び附則第10条の4並びに法第37条及び法第37条の3並びに法附則第5条の4第1項及び法附則第5条の4の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割

(3) 当該納税義務者の法第314条の3及び法第314条の6から法第314条の8まで並びに法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について附則第15条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第13条 削除

の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3及び法第314条の6から法第314条の8まで並びに法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について附則第13条第1項、附則第15条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置

法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第31条の2の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第28条及び第30条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

（2） 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（

と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第13条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。））」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として政令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2・3 [略]

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第18条の2の5 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてや

各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の2第1項の政令で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2・3 [略]

（源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の特別徴収の特例）

第18条の2の5 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第41条の12に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第41条の13の規定により県民税の配当割を徴収する場合における第27条第1項第6号、第41条の12及び第41条の13の規定の適用については、第27条第1項第6号及び第41条の12中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第41条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定により読み替えて適用される法第71条の31第2項の政令で定める場合にあつては、同項の政令で定める日）」とする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第18条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に

むを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第18条の5第1項で定めるところにより、当該納税義務者の附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第13条の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第18条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の5第2項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令附則第18条の5第3項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第3項まで及び第18条の2の3第1項の規定の適用については、附則第18

の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、法附則第35条の2の6第5項の政令で定めるところにより、当該納税義務者の附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第6項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第6項の政令で定めるところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

6 第4項の規定の適用がある場合における附則第13条第1項及び第2項並びに附則第18条の2第1項から第3項までの規定の適用については、

条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」と、附則第18条の2の3第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第5項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第18条の3 [略]

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第18条の6第4項で定めるところにより、当該納税義務者の前条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を

附則第13条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第18条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第18条の3 [略]

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、法附則第35条の3第3項の政令で定めるところにより、当該納税義務者の附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡

<p>限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 第3項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。</p>	<p>所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 第3項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。</p>
<p>3 附 則 （長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第15条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条及び附則第17条において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第29条の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは、「<u>総所得金額</u>、<u>附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額</u></p>	<p>附 則 （長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第15条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条及び附則第17条において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第29条の規定の適用については、同条中「<u>又は山林所得金額</u>」とあるのは、「<u>若しくは山林所得金額又は附則第15条第1項に規定する</u></p>

」とする。

(2)・(3) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令に規定するところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災（阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成7年政令第11号）に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び第20条の2の3において同じ。）に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成7年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の

長期譲渡所得の金額」とする。

(2)・(3) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災（阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成7年政令第11号）に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び附則第20条の2の3において同じ。）に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成7年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地

譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2の2の政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同条の自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該同条の政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条第1項で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第18条の2の3第1項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第4項第3号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部

等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2の2の政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同条の自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該同条の政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として法附則第35条の2第1項の政令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第4項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部

分の金額を除く。) その他法附則第35条の2第2項の政令で定める事由により交付を受ける同項の政令で定める金額並びに租税特別措置法第37条の10第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額(これらの規定により同法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の3第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第37条の10第6項第4号の規定により適用されるところによる。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) [略]

(5) [略]

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)が株

分の金額を除く。) その他法附則第35条の2第2項の政令で定める事由により交付を受ける同項の政令で定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額(これらの規定により同法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) [略]

(3) [略]

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)が株

式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の2第1項の政令で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（附則第18条の2の4第1項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるものを含む。以下この項、次条第1項及び附則第18条の2の4において同じ。）をした場合には、法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第18条の2の4において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 [略]

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の2第1項の政令で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（附則第18条の2の4第1項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるものを含む。以下この項及び附則第18条の2の4において同じ。）をした場合には、法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第18条の2の4において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 [略]

第18条の2の3 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民

税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等（以下この項、次条及び附則第18条の2の5第2項において「上場株式等」という。）の譲渡のうち同法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、附則第18条の2第1項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の3第1項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、附則第18条の2第1項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えられた同条第4項第3号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.2に相当する額とする。

2 第1項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第4項の規定の適用については、同項第1号中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2第1項（附則第18条の2の3第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同項第3号中「の金額」とあるのは「の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち附則第18条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の2の3 削除

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の2の4第1項の政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 信用取引等（信用取引（金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。）又は発行日取引（所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であって総務省令附則第15条の3で定める取引をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を行う県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令附則第18条の4第2項で定めるところにより、当該特定口座において処理した同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡（以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている同条第2項に規定する上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の2の4第1項の政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 信用取引等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等をいう。以下この項において同じ。）を行う県民税の所得割の納税義務者が前年中に同条第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき同条第2項に規定する上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、法附則第35条の2の4第2項の政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡（以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として法附則第35条の4第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の3第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第41条の14第2項第2号の規定により適用されるところによる。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) [略]

(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として法附則第35条の4第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) [略]

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分並びに次条第1項及び附則第3条の規定 公布の日
- (2) 表2の項の改正部分及び次条第2項から第7項までの規定 平成22年1月1日
- (3) 表3の項の改正部分及び次条第8項から第11項までの規定 平成22年4月1日
- (4) 表4の項の改正部分 平成23年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 平成19年度及び平成20年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る徴収取扱費の算定については、なお従前の例による。

2 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべきこの条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）附則第13条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

3 新条例附則第18条の2の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第18条の2の6第3項又は第6項の規定により読み替えられた新条例附則第13条第1項前段の規定により」とする。

4 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第18条の2の3第1項の規定の適用については、同項中「、次条及び附則第18条の2の5第2項」とあるのは、「及び次条」とする。

5 新条例附則第18条の2の5の規定は、平成22年1月1日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

6 新条例附則第18条の2の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係るこの条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第18条の2の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

7 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第18条の2の6第6項の規定の適用については、同項中「並びに附則第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「、附則第18条の2第1項から第3項まで並びに附則第18条の2の3第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第18条の2の3第1項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする

。

- 8 県民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第18条の2の3第1項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 9 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に新条例附則第18条の2の6第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第18条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第18条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第19項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第18条の2第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額とする。
- 10 新条例附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 11 新条例附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合における第9項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 第3条 平成21年4月1日から表1の項の改正部分の施行の日の前日までの間に交付した旧条例第99条の13第1項に規定する免税軽油使用者証の有効期間は、同項の規定にかかわらず、交付の日から3年とする。
- 2 平成21年4月1日から表1の項の改正部分の施行の日の前日までの間に交付した旧条例附則第24条の4第2項において準用する旧条例第99条の13第1項に規定する免税軽油使用者証の有効期間は、同項の規定にかかわらず、交付の日から平成24年3月31日までとする。